

第二種奨学金（海外）予約

2024年度に海外の大学院に進学予定の

貸与奨学金を希望する皆さんへ

貸与奨学金案内



- この冊子では、返還の必要がある奨学金（借入金）の制度について、予約採用（進学する前の申込み）を前提として説明しています。
- 海外大学院進学後に奨学金の貸与を申し込む場合は、在学採用者向けの「貸与奨学金案内」を参照してください。
- 第1部「奨学金制度」及び第2部「奨学金の手続き」を読んで貸与奨学金についてよく理解したうえで、予約採用への申込みを希望する場合には、第3部「申込手続きと提出書類」に従って申込手続きを進めてください。

2023年6月1日

知っておいてほしいポイント

あなた自身が借りるもの

貸与奨学金は、「もうう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。

あなた本人が、将来返還していく義務を負います。

本当に必要な金額？ 借り過ぎに注意！

貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の必要性、返す時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

次の世代へリレーされる

奨学生が学校を卒業してから返還するお金が次の世代の奨学生として使われます。

無理なく返還できる救済制度

返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月の返還額を減額して返還期間を延長する制度や、返還期限を先送りする制度等があります。

進学前には振り込まれません

奨学金は、進学後に振込みが始まります。進学前に必要となる「入学金」等には利用できません。

目 次

第1部 奨学金制度

1 奨学金の種類	3	6 保証	8
2 海外大学院予約採用の貸与対象校	4	7 利率と利子	10
3 申込資格	5	8 返還期間と返還額	11
4 選考基準（学力基準・家計基準）	6	9 返還が難しいとき	11
5 奨学金の貸与方法	7	10 個人信用情報の取扱い	13

第2部 奨学金の手続き

1 申込みから返還完了までの流れ	15	資料1 奨学金の返還例	21
2 採用候補者決定後の手続き	16	資料2 第二種奨学金（海外）の保証制度の仕組み	21
3 進学後の手続き	17	資料3 保証料（目安）	22
4 奨学金貸与中～返還中の手続き	19	資料4 保証委託約款	23

第3部 申込手続きと提出書類

1 選択・選任事項	24	5 収入に関する証明書類及び【様式A】「収入計算書」の作成	28
2 申込手続きの流れ	24	6 「スカラネット入力下書き用紙」記入上の注意点	34
3 必要書類	25	7 スカラネット入力による申込み	35
4 【様式B】「確認書」の作成・記入例	26		

★「様式集」は、20ページと21ページの間に挟み込まれています。

★「スカラネット入力下書き用紙」は「様式集」の間に挟み込まれています。

本冊子の用語

あなた 奨学金に申込む学生本人

JASSO 日本学生支援機構

予約採用 進学前に募集する採用方式

在学採用 進学後に募集する採用方式

国内の学校 専修学校（専門課程）、高等専門学校、短期大学、大学、大学院

採用候補者 予約採用により進学後の奨学金の予約ができた人

第1部

奨学金制度

1 奨学金の種類

1 奨学金の種類

奨学金の種類	利子	貸与の方法		貸与期間
第二種奨学金（海外）	利子あり	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込み	学位取得のための入学年月から在籍学校の標準修業年限の終期まで
入学時特別増額貸与奨学金	利子あり	一時金	上記の奨学金の初回振込時に増額して1回だけ振込み（入学前の振込みなし）	（1回の振込みで終了）



- ・入学時特別増額貸与奨学金を単独で利用することはできません。
- ・過去に第二種奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分（修士課程・博士課程）で、新たに第二種奨学金（海外）を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり、申込みができない場合があります。
- なお、所定の要件を満たす場合に限り、各々の学校区分において1回限り、在籍する学校の修業年限に達するまで再貸与を受けることができます。詳しくは、学校に確認してください。

2 貸与金額

第二種奨学金（海外）、入学時特別増額貸与奨学金とも、5種類の金額から選択できます。

奨学金の種類	貸与金額
第二種奨学金（海外）	50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円
入学時特別増額貸与奨学金	100,000円・200,000円・300,000円・400,000円・500,000円



- ・第二種奨学金（海外）及び入学時特別増額貸与奨学金は、人的保証に加えて、機関保証制度への加入が必須のため、振込額は、貸与金額から一定の「機関保証料」を差し引いた金額となります（22ページ参照）。
- ・申込みの前に、JASSOのホームページで貸与額と返還額のシミュレーションをしてみましょう（40ページ参照）。最新の利率をJASSOホームページに掲載しています。シミュレーションを行う際の参考にしてください。

他の奨学金との併用

JASSOにおいては、他の奨学金との併用を認めています。ただし、相手方が認めていない場合がありますので、該当団体に確認してください。

2 海外大学院予約採用の貸与対象校

予約採用により採用候補者となった人が進学して奨学金の貸与を受けられる学校・課程は次の表のとおりです。進学先の大学院への合格が確定していない場合も、申込みできます。

大学院修士課程	正規の課程（学位取得課程）に進学することが必要です。 学位とは、修士課程では Master's Degree（修士号）のことです。
大学院博士課程	正規の課程（学位取得課程）に進学することが必要です。 学位とは、博士課程では Doctor's Degree（博士号）のことです。



- ・学位取得を目的としない留学は対象となりません。
- ・プレマスターコース、大学院入学準備コース等は、学位取得課程進学にあたり進学者全員が履修必須であり、かつ正規課程の単位が付与される場合以外は対象となりません。
- ・語学学校、専門学校、職業訓練校、海外の大学院の日本校（下記を除く）は対象外です。

本奨学金の貸与を受けられる海外大学院の日本校は次の表のとおりです。

海外の大学院の日本校	<input type="radio"/> テンプル大学ジャパンキャンパス <input type="radio"/> マギル大学ジャパン <input type="radio"/> 暨南大学日本学院
------------	--



上記の海外大学院の日本校及び国際連合大学については、本冊子で説明している第二種奨学金（海外）により申込みしてください。国内奨学金の対象にはなりません。

3 申込資格

国内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程から**2024年度に海外の大学院へ進学**（入学又は編入学）を希望している人で、下表のいずれかに該当し、高度の研究能力を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる人。

申込資格	進学時期・進学先
2024年3月末に国内の大学、大学院修士課程、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程を卒業（修了）予定の人、又は申込時において卒業（修了）後3年以内の人	2024年度（2024年4月～2025年3月）に海外の大学院修士課程又は博士課程の本課程に入学又は編入学が見込まれる人 ※2024年3月に国内の学校を卒業見込でかつ、留学先国の教育制度により、2024年1～3月に新年度開始となる予定の人も含まれます。
海外の大学を卒業予定の人、又は申込時において卒業後3年以内の人	2024年度（2024年4月～2025年3月）に海外の大学院修士課程の本課程に入学又は編入学が見込まれる人
2024年3月末に国内の大学院博士課程を修了予定の人、又は申込時において修了後3年以内の人	2024年度（2024年4月～2025年3月）に海外の大学院博士課程の本課程に入学又は編入学が見込まれる人



- ・海外大学院への進学時において国内の学校に在籍していないこと（国内の学校を卒業・修了していること）が必要です。
- ・奨学金の借り過ぎを防止するため、過去に同じ区分の学校（修士課程・博士課程）で第二種奨学金の貸与を受けたことがある場合、進学先の海外大学院における貸与期間が制限されたり、申込みできなかつたりすることがあります。
- ・奨学生として採用されるまでの間に、過去に貸与を受けた奨学金について以下の状態にあることが判明したときは、不採用又は採用を取り消される場合があります。

ア) 返還誓約書が未提出である場合	イ) 奨学金の返還を延滞している場合
ウ) 代位弁済が行われた場合	工) 債務整理中の場合

 上記ア) 又はイ) の状態にある場合は、新たに奨学金を申し込むためには速やかに必要な手続きを行なうことが必要です。上記ウ) 又は工) の場合は、新たに奨学金を申し込む資格はありません。

【外国籍の人の申込資格】

外国籍の人は次の（1）～（3）のいずれかに該当する人のみ申込みができます。

該当する場合、申込みの際に在学する学校（又は出身校）を通じて在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」又は在留カード（もしくは、特別永住者証明書）のコピーの提出が必要です（※1）。

- | | |
|---------------------------------|---|
| (1) 法定特別永住者（※2） | (2) 在留資格（※3）が「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である人 |
| (3) 在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある人 | |

- （※1）申込時点での在留期間が経過している場合、在留資格の更新申請中であることを示す書類を併せて提出する必要があります。なお、「法定特別永住者」及び「永住者」の人は、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。
- （※2）法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者を指します。
- （※3）在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）の定めによります。



- ・在留資格の記載が上記以外の場合（「家族滞在」等）は採用されません。
- ・進学後に申込資格が無いことが判明した場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

4 選考基準（学力基準・家計基準）

国内の学校は、奨学生を希望する人のうち、JASSOが定める学力基準を満たす人を推薦します。JASSOは、推薦された人が学力・家計等の基準を満たすことを審査し、基準を満たす人全員を採用候補者として決定します。

1 学力基準

学力基準

次の①、②のいずれかに該当する人。

- ①大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程又は外国の大学の学習成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められる人。
②海外の大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる人。

2 家計基準

本人及び配偶者（配偶者は定職収入がある場合のみ）の収入金額が、収入基準額以下であること。

なお、配偶者が給与所得者の場合は、配偶者のみ下表【参考】により給与所得控除をしたうえで、本人の収入金額と合算。

区分	収入基準額
修士課程	536 万円
博士課程	718 万円

【参考】給与所得の控除額（配偶者のみ）

年間収入金額（税込）	控除額
400 万円以下の場合	年間収入金額 × 0.2 + 214 万円
(ただし、年間収入金額が 268 万円未満の控除額は年間収入金額と同額である)	
400 万円を超える場合	年間収入金額 × 0.3 + 174 万円
781 万円を超える場合	408 万円



- 配偶者の給与所得の控除については、奨学生申込画面（スカラネット）に入力すると自動計算となりますので、必ず控除前の年間収入金額（税込）を入力してください。

入学時特別増額貸与奨学生の利用条件

入学時特別増額貸与奨学生は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、低所得等を理由に利用できなかつた世帯の学生に貸与します。



- 世帯年収（所得）が上限額を超えていたり、年間収入が一定以上である場合は、「国の教育ローン」を申し込みなかつた世帯の学生は対象外です。この場合、入学時特別増額貸与奨学生は利用できません。
- 予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、「国の教育ローン」の手続きが必要か不要かの判定は、予約採用申込時に入学時特別増額貸与奨学生を希望した人に対して、結果通知（「採用候補者決定通知」）に記載してお知らせします。

5 奨学金の貸与方法

1 奨学金の貸与方法

奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込みます。

【取扱い金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外国銀行、インターネット専業銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、auじぶん銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行、イオン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座（※）

（※）休眠口座：金融機関に預金として預け入れたまま長期間入出金などの取引が行われなくなり、金融機関側から預金者への連絡も取れなくなった状態の預金口座。

【奨学金振込日】

初回振込日は海外大学院へ進学後、「進学届」の提出時期によります。

-  **・進学前に奨学金が振り込まれることはできません。**進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。
- ・初回振込月に入学月からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。

貸与月	振込日	貸与月	振込日	貸与月	振込日
4月分	4月21日	8月分	8月11日	12月分	12月11日
5月分	5月16日	9月分	9月11日	1月分	1月11日
6月分	6月11日	10月分	10月11日	2月分	2月11日
7月分	7月11日	11月分	11月11日	3月分	3月11日

（※）上記の日が金融機関の休業日のときは前営業日となります。

6 保証

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあり、第二種奨学金（海外）の貸与を受けるには「機関保証制度」に加え、「人的保証制度」への両方の加入が必要となります。いずれかの制度を選択することはできません。これらの保証を受けた場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金の返還の義務を負うことになります。

1 機関保証制度

機関保証制度とは、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには一定の保証料の支払いが必要となり、毎月の奨学金の貸与額から保証料を差し引いた金額があなたの口座に振り込まれます（保証料は、奨学生として採用された時に交付する「奨学生証」でお知らせします）。このほか、JASSO があなたと連絡が取れない場合にあなたの住所や電話番号等を照会する「本人以外の連絡先（国内連絡者）」となる人を指定する必要があります。



機関保証制度の詳細・保証料の目安については 21 ~ 22 ページをご覧ください。

■ 本人以外の連絡先（国内連絡者）

あなたが海外の大学院に進学した後の奨学金の手続きは、すべて国内連絡者を通じて行います。国内連絡者は、原則として、人的保証において連帯保証人（原則として、父又は母）となる予定の人を選任してください。

2 人的保証制度

人的保証制度とは、機構が定める選任条件を満たす人にあなた自らが依頼し、奨学金の返還について連帯保証人及び保証人を引き受けもらう制度です。



- ・進学後「返還誓約書」に連帯保証人及び保証人が自署・押印（実印）のうえ、印鑑登録証明書等を提出する必要があります。
- ・連帯保証人又は保証人が死亡した場合や選任条件を満たせなくなった場合は、新たな人物の選任が必要となります。

【連帯保証人・保証人の役割と選任条件】 次の条件をすべて満たす連帯保証人・保証人を選任する必要があります。

連帯保証人【原則、父母】	保証人【原則、おじ・おば・兄弟姉妹】
【役割】 奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しない時は、その全額について返還をしなければなりません。	【役割】 あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それに代わって返還しなければなりませんが、保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の3分の1になります（「分別の利益」）。また保証人となつた人は、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき（「検索の抗弁権」）、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます（「催告の抗弁権」）。 ※機構があなたに先んじて保証人に請求することはありません。
【選任条件】 ①あなたが未成年者の場合 あなたの親権者 又は 未成年後見人 ②あなたが成年者の場合 あなたの父母 父母がいない等の場合は、4 親等以内の親族（※）	【選任条件】 ①父母以外の人 ②あなた及び連帯保証人と別生計の人 ③連帯保証人の配偶者・婚約者でない人 ④4 親等以内の親族（※） ⑤進学届提出時に 65 歳未満の人（※）
連帯保証人・保証人共通の条件	①あなたの配偶者・婚約者は選任できません。 ②未成年者・学生・債務整理中（破産等）の人は選任できません。 ③貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなたが満 45 歳を超える場合は、その時点で 60 歳未満の人でなければ選任できません。

（※）これらの条件を満たさない場合でも、次ページの【代替要件】を満たすことで選任が可能になります。

6 保証

【代替要件】

連帯保証人については「4 親等以内の親族」(選任条件②)、保証人については「4 親等以内の親族」(選任条件④)の条件だけを満たさない場合、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により「貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の3分の1)の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人」であれば選任ができます。

具体的には次の条件A～Cのいずれか 1 つ以上を満たす必要があります。必ず事前に、その人の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください。

なお、保証人について「採用時に 65 歳未満の人」(選任条件⑤)の条件だけを満たさない場合は、「返還誓約書」提出時に、本人の署名及び、連帯保証人が署名・押印した「保証人の選任に係る事情書」の提出が必要です。

貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる条件

	条件	証明書類
A	給与所得者：年間収入金額 \geq 320 万円	所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等（注1）（注2）
	給与所得者以外：年間所得金額 \geq 220 万円	所得証明書、確定申告書の控等（注2）
B	預貯金残高 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の3分の1）	預貯金残高証明書（注3）
C	固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の3分の1）	固定資産評価証明書（注3）

(注1) 年金収入は給与として取り扱います。

(注2) 証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。

(注3) 誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

上記のA～Cを組み合わせて貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の3分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

組合せ	条件
A + B	(預貯金残高 \div 16年（注4）) + 年間収入（注5） \geq 320万円（注6）
A + C	(固定資産の評価額 \div 16年（注4）) + 年間収入（注5） \geq 320万円（注6）
B + C	預貯金残高 + 固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の3分の1）
A + B + C	(預貯金残高 + 固定資産の評価額) \div 16年（注4）+ 年間収入（注5） \geq 320万円（注6）

(注4) 16年は平均返還予定年数。

(注5) 「年間収入」は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は「年間所得」となります。

(注6) 320万円は、給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者のうち、給与収入以外の所得もある人については、年間所得金額（年間所得 \geq 220万円）により判断してください。

7 利率と利子

第二種奨学金（海外）及び入学時特別増額貸与奨学金については、選択した「利率の算定方法」に従って奨学金の貸与終了時に決定した利率に基づく利子が発生します。ただし、奨学金貸与中・在学猶予中・返還期限猶予中は無利子です。

1 利率の算定方法

次の2つのいずれか1つを申込時に選択します。

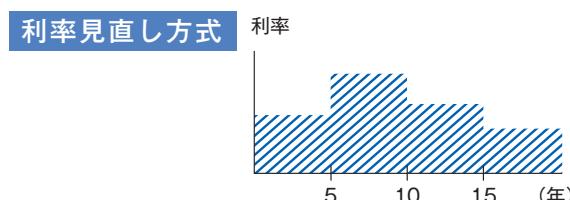
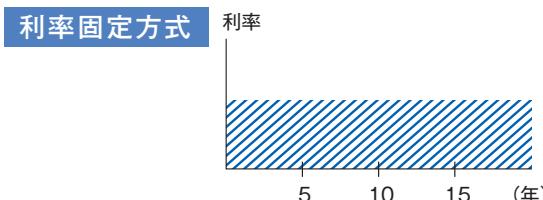
利率の算定方法	説明
利率固定方式	貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。 将来、市場金利が変動した場合も、利率は変わりません。
利率見直し方式	貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。 将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い利率も変わります。

 申込時に選択した利率の算定方法は、進学時に提出する「進学届」にて変更できます。

2 利率

利率は、JASSOが奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財政融資資金の利率（※）が適用されます。ただし、年3.0%が上限であり、年3.0%を超えることはありません。（参考：2023年3月に貸与終了となった人の利率：固定→年0.905%、見直し→年0.300%）

（※）「利率固定方式」を選択した奨学金に対しては「固定利率型」の利率が、「利率見直し方式」を選択した奨学金に対しては「5年利率見直し型」の利率がそれぞれ適用されます。なお、財政融資資金の借換えと併せてJASSOが債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの金額で加重平均した利率が適用されます。



3 入学時特別増額貸与奨学金を受けた場合の利率

入学時特別増額貸与奨学金（増額貸与）を受けた場合の返還利率は、次の「基本月額（増額以外の部分）に係る利率」と「増額部分に係る利率」とをそれぞれの貸与額で加重平均した値が適用されます。

基本月額に係る利率 上記 2 による利率

増額部分に係る利率 「基本月額に係る利率」に0.2%上乗せした利率

※ 基本月額に係る利率が年3.1%を超える場合は、財政融資資金の利率。

4 利子

利子は、利率に基づき残元金に対して貸与終了の翌月（3月貸与終了の場合は4月）の初日から発生し、1か月分の利子を当月の27日に割賦元金（残元金のうち当月に返還すべき金額）とあわせて返還します。

（1）返還据置期間の利子

返還据置期間（※）に発生した利子は、毎月の返還額に均等に分割して返還します。

※ 貸与終了後や在学猶予期間終了後の、返還開始までの期間

（2）元利均等返還

利子は、元利均等返還の方法によりますので、毎回の返還額（割賦元金・残元金に対する利子・据置期間利子の分割額、の合計額）は定額です（最終回は端数の調整があります）。

8 返還期間と返還額

1 返還期間・返還額

奨学金の返還期間・毎月の返還額は割賦方法により決まります。具体的な返還例は21ページ「資料1 奨学金の返還例」をご覧ください。

2 割賦方法

返還金の割賦方法については、次の2つのいずれか1つを、進学後、「返還誓約書」提出時に選択します。

割賦方法	説明
月賦返還	返還総額を毎月均等に分割して返還します。
月賦・半年賦併用返還	返還総額の半分を月賦（毎月）で、もう半分を半年賦（1月と7月の半年に1回）で返還します。 月賦返還に比べて、1月と7月以外の月の返還額はおよそ半分になりますが、1月と7月はおよそ3.5倍になります。



「返還誓約書」提出時に選択した割賦方法は、その後は原則として変更できません。

3 繰上返還

貸与終了の翌月から繰上返還が可能です。ただし、貸与終了した奨学金のほかに奨学金の貸与・給付を受けている場合にはできません。

なお、利子付き奨学金（第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金）の繰上返還をする場合、その繰上に相当する期間の利子はかかりません。ただし、据置期間利息はかかります。

9 返還が難しいとき

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります（5月に貸与を終了した場合は12月に返還が開始します）。貸与が終了する際は、所定の返還手続きを行うことが必要となります。

なお、貸与が終了した後も学校に在学する場合は、在学猶予の手続きを行ってください。また、傷病や経済困難等により返還が困難となった場合には、減額返還又は返還期限猶予の救済制度利用を検討する等、延滞とならないよう注意してください。

1 救済制度

返還が困難な場合は、本人からの願出により、返還期限の猶予等を認める場合があります（審査があります）。減額返還制度、返還期限猶予制度、在学猶予制度とも返還総額は変わりません。

救済制度	説明	1回の願出で適用される期間	適用可能な期間
減額返還	傷病、経済困難等の事由により返還月額を減額すれば返還できる場合に、願出により月々の返還額を1/2又は1/3に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度です。	1年以内	最長、通算15年間（180か月）まで
返還期限猶予	傷病、経済困難等の事由により返還が困難となった場合に、願出により返還期限を先送りする制度です。	1年以内	通算10年間（120か月）まで ※ 願出の事由による
在学猶予	奨学金の貸与が終了した後も引き続き学校に在学（進学）する場合に、願出により返還期限を先送りする制度です。 在学終了の翌月から数えて7か月目に返還が開始（再開）します。	卒業予定期まで ※ 海外の大学院の場合は1年ごとに上記の「返還期限猶予」の願出が必要	通算10年間（120か月）まで
返還免除	死亡又は精神・身体の障害により就労不能と診断された時は、願出により返還が免除される場合があります。		

9 返還が難しいとき

2 延滞した場合

延滞の発生

- 延滞金が賦課されます。
※ 延滞している割賦金(利子を除く)の額に対し、年(365日あたり)3%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。



返還の督促

- JASSO が委託した債権回収会社等(※1)が電話による督促を行うことがあります。
※ まず、本人へ督促します。
※ 次に、連帯保証人・保証人へ通知します。



- 返還に応じない場合は、JASSO が委託した債権回収会社が、本人、連帯保証人及び保証人に対し奨学金の回収を行います。
※ 自宅・勤務先に訪問する場合があります。
※ 連帯保証人又は保証人があなたに代わって JASSO に返還した場合、連帯保証人又は保証人は「公益財団法人日本国際教育支援協会」(以下、「協会」という)に対して返還金の請求(求償権の行使)はできません。



個人信用情報機関への登録

- 返還開始から 6か月経過後に延滞 3か月以上となった場合、個人信用情報機関(※2)に個人情報を登録する対象となります。



JASSOからの一括返還請求

- 督促にも係わらず返還に応じない場合は、返還期限が到来していない分を含めた返還未済額(元金、利子(第二種奨学金及び入学時特別増額奨学金)、延滞金)の全額を請求します。(期限の利益の喪失(※3))



代位弁済請求

- JASSO から保証機関(協会)に対し、返還未済額(元金、利子(第二種奨学金及び入学時特別増額奨学金)、延滞金)の全額について請求を行います。



代位弁済

- 保証機関(協会)が本人に代わり、JASSO へ債務を弁済します。このことを代位弁済といいます。
※ 保証機関(協会)は、JASSO が持っていた本人の債権を取得します。



保証機関からの請求・督促(※4)

- 代位弁済がなされた場合、保証機関(協会)から、本人に代位弁済額の一括請求を行います。(求償権の行使)



- 反済に応じない場合は、保証機関(協会)が強制執行までの法的手続きをを行い、給与や財産を差し押さえます。

※1 債権回収会社とは「債権管理回収に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

※2 個人信用情報機関とは、会員(銀行等)から消費者の個人信用情報(消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報)を収集・蓄積し、会員(銀行等)からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

※3 期限の利益とは、期限の到来までは債務の履行を請求されないという債務者の利益のことをいいます。返還期日が到来するまでは、その返還期日の割賦については請求されることはありません。ただし、期限の利益を喪失すると、返還期日未到来分を含めて、元金・利子・延滞金の全額を一括返還請求されます。

督促を受けても返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条5項に定める「支払い能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

※4 なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

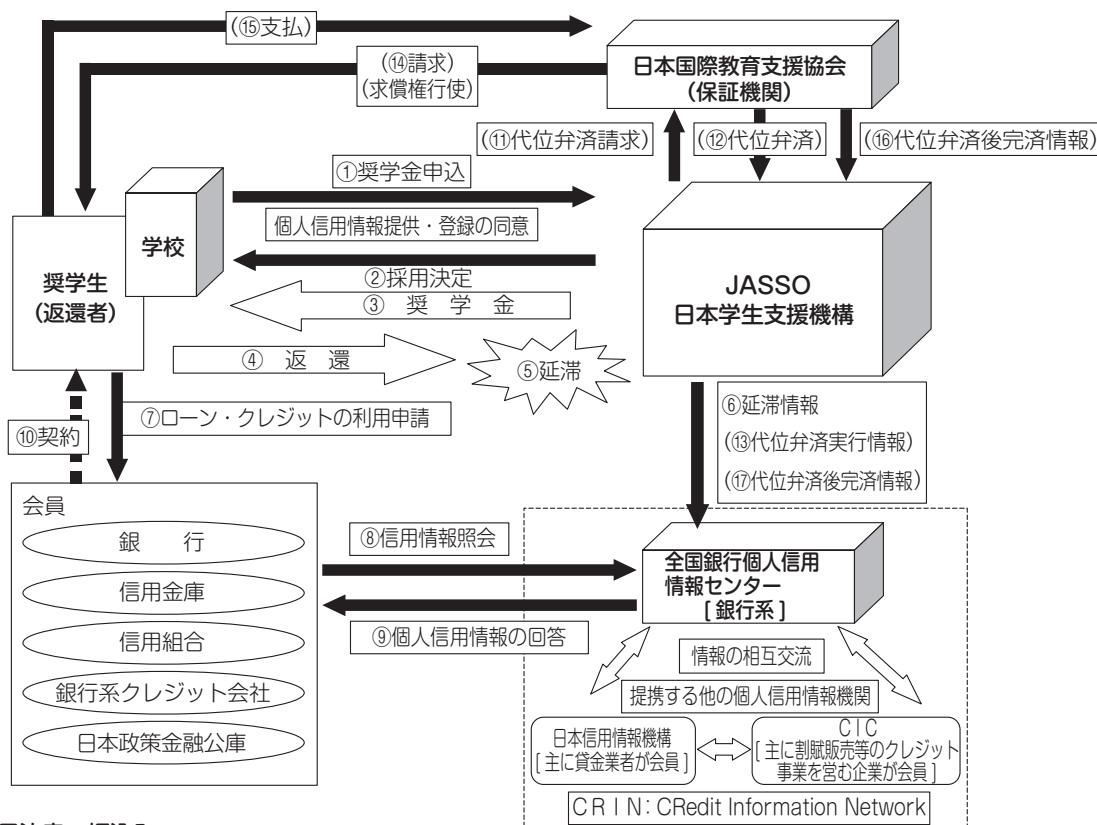
10 個人信用情報の取扱い

奨学金申込時に、「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。本同意条項については次ページをご覧ください。また、個人信用情報機関への登録についての同意がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

- (1) 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）に個人情報を登録する対象となります。
- (2) 奨学金の返還を延滞した者のみが登録されます。貸与者全員の情報が自動的に登録されるわけではありません。
- (3) 一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況が毎月更新され、延滞を解消すると、延滞が解消されたという情報に更新されます。登録された情報は、返還完了から5年後に削除されます。
- (4) 個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

【個人信用情報機関への登録の流れ】

※JASSOは、個人信用情報機関への登録は、延滞した場合のみ行います。



1. 申込み～採用決定、振込み

- ① 奨学金申込み（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
- ② 採用決定
- ③ 奨学金の振込み

2. 返還開始～延滞発生

- ④ 返還開始
- ⑤ 延滞発生
- ⑥ 個人信用情報機関への延滞情報の登録（返還開始6か月経過後に延滞3か月以上）

3. 会員（銀行等）による個人信用情報の利用

- ⑦ ローン・クレジットの利用申請
- ⑧ 会員からの信用情報照会
- ⑨ 個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩ 会員による契約の判断

4. 代位弁済請求～代位弁済後完済

- ⑪ 代位弁済請求
- ⑫ 代位弁済
- ⑬ 個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑭ 保証機関（協会）から返還者への請求
- ⑮ 返還者から保証機関（協会）への支払い
- ⑯ 完済の場合に代位弁済後完済情報をJASSOへ提供（代位弁済実行後5年以内）
- ⑰ JASSOから代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ登録（代位弁済実行後5年以内）

10 個人信用情報の取扱い

以下は、「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」裏面に記載の「個人信用情報同意条項」の内容を拡大したもので、【様式B】「確認書」に記入する前に、内容をよく確認してください。

【個人信用情報同意条項】 機構は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人信用情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人信用情報機関：全国銀行個人信用情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人信用情報機関

- ・(株)日本信用情報機構
<https://www.jicc.co.jp/>
- ・(株)シー・アイ・シー
<https://www.cic.co.jp>

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

(注) 全国銀行個人信用情報センター、(株)日本信用情報機構、(株)シー・アイ・シーは、上記「個人信用情報同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

第2部

奨学金の手続き

1 申込みから返還完了までの流れ

申込者

採用候補者

(奨学金貸与中)

奨学生

返還者

奨学金制度

奨学金の手続き

申込手続と提出書類

様式集

申込み

国内の学校から必要書類を受け取り、募集している奨学金の種類・提出期限等を確認します。

必要書類を国内の学校に提出し、インターネットで申込情報を入力します。

採用候補者決定

採用候補者となった人には、国内の学校を通じて「採用候補者決定通知」「進学届」等を交付します。

○ 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込み

※ 採用候補者決定通知にて「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込必要」と通知された人のみ

(進学先の海外大学院からの入学許可・合格通知)

進学（2024年4月以降）

○ 「進学届」の提出

「進学届」をJASSOへ提出します。留学計画書、入学許可書、在籍証明書、履修証明書、アカデミックカレンダーの添付が必要です。

採用

「進学届」の提出時期に応じて、**奨学金の振込が始まります。**

奨学生となった人には、採用月（初回振込のあった月）の下旬を目途に、国内連絡者を通じて「奨学生証」「返還誓約書」等を交付します。

○ 「返還誓約書」の提出

指定の期日までにJASSOが指定する提出先へ提出します。

※ 「返還誓約書」の提出がない場合は、採用時に遡って奨学生の身分を失います（振込済みの奨学金は速やかに全額を返金する必要があります）。

※ 連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）及び所定の証明書等の提出が必要です。

(毎月の奨学金の振込)

○ 「奨学金継続願」の提出（貸与終了となる年度を除き毎年冬）

貸与終了（卒業）

貸与終了時には国内連絡者を通じて「貸与奨学金返還確認票」を交付します。

○ 返還用振替口座への加入手続き

返還開始

貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還が始まります。

(毎月の奨学金の返還（口座から引き落とし）)

返還完了

返還が完了したときは「返還完了証」をお送りします。

2 採用候補者決定後の手続き

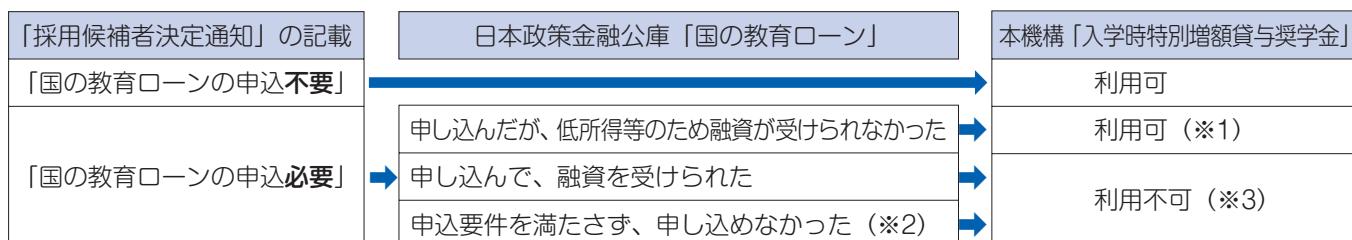
採用候補者に決定した場合、「採用候補者決定通知」等の書類を国内の学校から受け取り、進学時の手続きの準備をします。詳しくは、採用候補者決定時にお知らせします。

なお、入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となった人は、進学前に必要な手続きがあります。

1 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続き

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の学生に貸与するものです。ただし、予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。

「採用候補者決定通知」にて、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込み手続きが必要かどうかを確認し、必要な場合は日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込み手続きをしてください。



（※1）進学時に、「進学届」とともに次の書類の提出が必要です。

- 「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」（本機構所定様式。「採用候補者決定通知」とともに該当者へ配付）
- 融資できない旨が記載された通知書（日本政策金融公庫発行）のコピー

（※2）日本政策金融公庫の定める申込要件については、下表を参照してください。

（※3）進学時に、「進学届」にて辞退の手続きが必要です。

「国の教育ローン」の概要

（2023年5月1日現在）

申込者	保護者
融資限度額	公庫の定める金額
返済期間	15年以内（交通遺児家庭、母子・父子家庭、世帯年収（所得）が一定額以内の人は18年以内）
金利	年1.95%【固定金利】 ※母子・父子家庭又は世帯年収（所得）が一定額以内の人は年1.55% ※金利は金融情勢によって変動しますので、お借入金利（固定）は、上記の金利とは異なる場合があります。
申込時期	1年中（必要時期の2～3か月前がお申込みの目安です）
審査期間	10日前後（その後、融資実行（融資金の口座振込）までにさらに10日前後かかります）
申込手続	日本政策金融公庫の各支店への来店・郵送又はインターネットによる申込み
申込要件	①世帯の年間収入（所得）金額が、公庫の示す金額の範囲内であること ②借入申込金額が公庫の定める金額を超えていないこと ③使途が教育資金であること ④保護者等からの申込みであること ⑤公庫の定める融資対象校への進学であること



- ・日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫など政府系金融機関が統合され、平成20年に設立された公的金融機関です。
- ・最新の情報・詳細は、日本政策金融公庫のホームページをご覧ください。
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

3 進学後の手続き

1 必要書類と「進学届」の提出

進学時に、採用候補者決定時に交付する「第二種奨学生（海外）進学届」等を速やかに（進学日から3か月以内に）JASSOに提出してください。進学日以降の提出のみ受付可能です。



期限内に「進学届」を提出しなければ奨学生として採用されず、採用候補者の権利を失います。

提出書類	提出が必要な人
①「第二種奨学生（海外）進学届」	
②「留学計画書」	
③進学先学校の「入学許可書」のコピーとその日本語訳	採用候補者全員
④進学先学校の「在籍証明書」のコピーとその日本語訳	
⑤進学先学校の「履修証明書」のコピーとその日本語訳	
⑥進学先学校のアカデミックカレンダーとその日本語訳	
⑦「入学時特別増額貸与奨学生に係る申告書」（JASSO所定様式）	日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込必要
⑧融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー	と記載されている人のみ

2 採用・奨学生の振込開始

「進学届」を提出後、不備なく審査が完了した場合、1～2か月後に奨学生の振込開始となります。各月の振込日（7ページ）に初回振込分の奨学生が指定の口座に振り込まれますので、ご確認ください。

初回振込後、原則として当該月の下旬を目途に、奨学生としての採用決定に係る書類を国内連絡者宛てに送付します。

3 「返還誓約書」の提出

採用後はJASSOが定める期限内に次の書類を添付した「返還誓約書」を指定の提出先へ提出します。

「返還誓約書」の添付書類（2023年6月現在）
① 奨学生本人の住民票
②「保証依頼書（兼保証委託契約書）」
③連帯保証人の収入に関する証明書類
④連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書
⑤「保証人の選任に係る事情書」※保証人が「採用時に65歳未満の人」でない場合のみ必要
⑥「返還保証書」・資産等に関する証明書類※連帯保証人又は保証人が「4親等以内の親族」でない場合のみ必要



- 期限までに提出しなかった場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学生の全額を速やかに返金してしまうことになります。
- 提出時期になって保証人等から断られることのないよう、奨学生の貸与を申し込む前から依頼する人によく説明して承諾を得ておいてください。

3 進学の手続き

安全管理について

留学に当たっては、外務省の「海外安全ホームページ」を活用し、留学先国・地域の安全情報を収集してください。

留学先国・地域全土において、外務省の「海外安全ホームページ」の「危険情報」または「感染症危険情報」がレベル3以上の場合には、奨学生としての採用は認められません。

なお、オンライン授業をレベル3以上ではない国・地域で受講する場合は、所定の書式及び証明書を提出することにより、採用を認めることができます。

留学中は、留学先大学が定める安全管理の方針に従うとともに、留学先国・地域又は留学先大学が指定する保険や海外旅行保険へ加入する、留学先国・地域の安全等に関する情報収集を行う等、各自で安全管理及び健康管理に努めてください。

また、旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する者は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられていますので、必ず提出してください。

外務省「海外安全ホームページ」<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

外務省海外旅行登録「たびレジ」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

4 奨学金貸与中～返還中の手続き

1 異動手続き（休学、退学、早期卒業・修了、編入学など）

【休学、退学、早期卒業・修了、編入学する場合の手続き】

在学中に、休学、退学、早期卒業・修了、編入学など学籍上の身分に異動（変更）がある場合は、必ず奨学金の振込を止める手続きが必要です。手続きが遅れ、休学、退学等の後に奨学金が振り込まれた場合は、振込超過分を一括返金しなければなりませんので、十分に注意してください。

休学、退学、早期卒業・修了、編入学など、学籍上の身分の異動（変更）が判明



異動する月（休学、退学等する月）の前月10日までに異動願（JASSO所定様式）を提出



上記提出期限を過ぎる場合は、直ちにJASSOへ連絡

※最終在籍月の翌月からの振込を止める必要があります。

※連絡が遅れ、休学、退学等の後に奨学金が振り込まれた場合は、振込超過分を一括返金しなければなりません。



大学院を早期卒業・修了する場合は、最終在籍月の翌月から奨学金の振込を止める必要がありますので、必ずJASSOへご連絡ください。

【国内連絡者の住所変更があった場合の手続き】

あなたが海外の大学院に進学した後の奨学金の手続きは、すべて国内連絡者を通じて行います。確実に連絡が取れるよう、国内連絡者の住所に変更があった場合は、必ずJASSOへ届け出してください。

2 奨学金継続願

毎年1回、次年度も引き続き奨学金の貸与を希望することを願い出る「奨学金継続願」を提出する必要があります。
「奨学金継続願」は11月中旬を目途に、国内連絡者へ送付します。



JASSOが定める期限内に提出しなかった場合は、年度内で奨学金の貸与が終了します。

3 適格認定

「奨学金継続願」の提出後、JASSOにより、奨学生としての適格性が保たれていることが確認された場合は、次年度も引き続き奨学金の貸与を受けることが可能です。



学業成績が不振等の場合は、奨学金の貸与が停止されたり、廃止（打ち切り）となったりすることがあります。

4 奨学金貸与中～返還中の手続き

4 貸与の終了

次の場合は、奨学金の貸与が終了します。

事由	説明
満期	貸与終期までの貸与が完了したとき。
辞退	予定よりも早期に大学等を卒業・修了するとき。 奨学生が必要でなくなった旨の申出があったとき。 (奨学生本人が債務整理手続きを開始したときは、奨学金の辞退手続きが必要です)
退学	在学する大学等を退学したとき。
廃止	成績不振等により奨学生として適格でないと認定されたとき。
死亡	奨学生本人が死亡したとき。

5 貸与終了時の手続き

奨学金の貸与終了時には、これまでに貸与を受けた奨学金の額や返還の条件等を記載した「貸与奨学金返還確認票」を交付しますので、内容を確認してください。同時に、返還用振替口座を指定する手続きをしてください。

6 奨学金返還中の手続き

返還が困難となった場合や改氏名・住所変更があった場合は、必ずJASSOに連絡して必要な手続きを行ってください。返還が完了したときは、「返還完了証」をお送りします。

7 奨学金に関する事項の選択・変更時期

奨学金申込み時に選択した事項（「採用候補者決定通知」に記載）は「進学届」提出時に再度選択し直すことができます。「進学届」提出時の選択により内容が確定し、その後の変更には所定の制約や手続きが発生します。

事項	時期	申込時	採用候補者決定後	進学届提出時	返還誓約書提出時	貸与中(※1)	貸与終了時	返還中
① 第二種奨学金（海外）の貸与月額（3ページ）	選択	変更不可	変更可	変更不可	変更可			
② 入学時特別増額貸与奨学金の貸与額（3ページ）	選択	変更不可	変更可（※2）					
③ 第二種奨学金（海外）の辞退		可	可	不可	可			
④ 入学時特別増額貸与奨学金のみ辞退		不可	可（※2）					
⑤ 進学先学校（4ページ）	届出	変更可	変更可		（※4）			
⑥ 連帯保証人・保証人（8ページ）	届出	変更不可	変更可	変更可	変更可	変更不可	変更可	
⑦ 本人以外の連絡先（国内連絡者）（8ページ）	届出	変更不可	変更可	変更可	変更可	変更不可	変更可	
⑧ 奨学金振込口座（7ページ）	届出	変更不可	変更可	変更不可	変更可			
⑨ 利率の算定方法（10ページ）	選択	変更不可	変更可（※2）	変更不可	変更可（※2）			
⑩ 割賦方法（11ページ）				選択（※3）	変更不可	変更不可	変更不可	変更不可
⑪ 返還金振替口座						届出	変更可	

（※1）この表において、貸与中とは「返還誓約書」提出後に限ります。

（※2）「進学届」提出後は、1回の振込みで貸与終了となる入学時特別増額貸与奨学金に関する変更是できません。

（※3）「返還誓約書」提出時に選択した「割賦方法」は、その後は原則として変更できません。

（※4）編入学した場合は所定の手続きが必要です。

資料1 奨学金の返還例

24か月又は36か月以外の貸与月数や「月賦・半年賦併用返還」を希望する場合等、以下の表にない条件でも、JASSOホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」画面で試算ができます。

<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還期間	返還回数	《参考》年利率 0.905%の場合		年利率 3.0%（上限）の場合	
					返還総額	月賦返還額	返還総額	月賦返還額
50,000円	24か月	1,200,000円	12年	144回	1,272,054円 （通常）8,834円/月 （最終）8,792円/月	1,448,002円 （通常）12,285円/月 （最終）12,382円/月	10,055円	
	36か月	1,800,000円	13年	156回	1,916,557円 （通常）13,104円/月 （最終）13,207円/月	2,202,404円 （通常）16,183円/月 （最終）16,375円/月	14,117円	
80,000円	24か月	1,920,000円	13年	156回	2,044,327円 （通常）13,104円/月 （最終）13,207円/月	2,349,227円 （通常）16,183円/月 （最終）16,375円/月	15,059円	
	36か月	2,880,000円	16年	192回	3,107,328円 （通常）16,183円/月 （最終）16,375円/月	3,672,102円 （通常）21,411円/月 （最終）21,498円/月	19,125円	
100,000円	24か月	2,400,000円	15年	180回	2,578,053円 （通常）14,322円/月 （最終）14,415円/月	3,018,568円 （通常）16,470円/月 （最終）16,504円/月	16,769円	
	36か月	3,600,000円	20年	240回	3,952,834円 （通常）16,470円/月 （最終）16,504円/月	4,844,592円 （通常）21,411円/月 （最終）21,498円/月	20,185円	
130,000円	24か月	3,120,000円	18年	216回	3,395,937円 （通常）15,722円/月 （最終）15,707円/月	4,087,467円 （通常）21,411円/月 （最終）21,498円/月	18,923円	
	36か月	4,680,000円	20年	240回	5,138,727円 （通常）21,411円/月 （最終）21,498円/月	6,297,973円 （通常）24,705円/月 （最終）24,812円/月	26,242円	
150,000円	24か月	3,600,000円	20年	240回	3,952,834円 （通常）16,470円/月 （最終）16,504円/月	4,844,592円 （通常）21,411円/月 （最終）21,498円/月	20,185円	
	36か月	5,400,000円	20年	240回	5,929,307円 （通常）24,705円/月 （最終）24,812円/月	7,266,917円 （通常）24,705円/月 （最終）24,812円/月	30,279円	

※ 2023年3月貸与終了者の利率（利率固定方式）

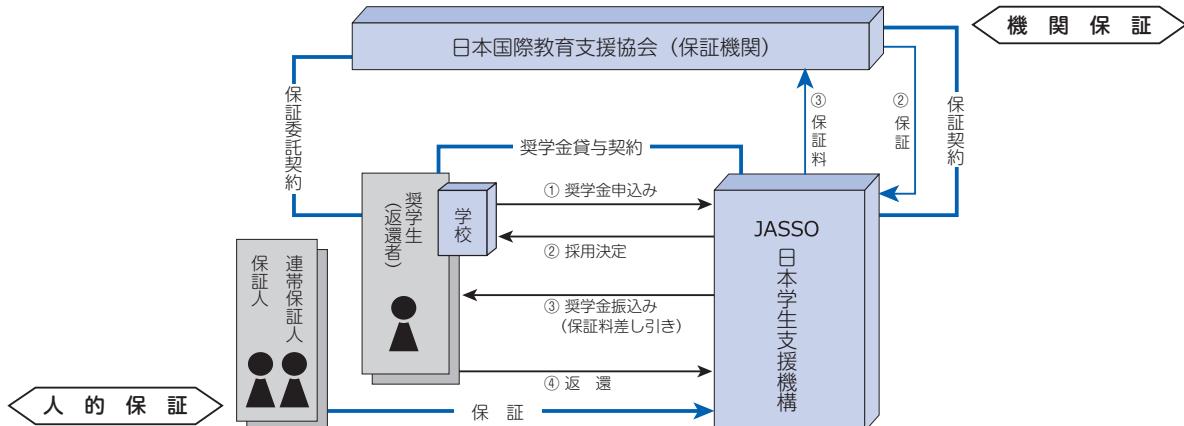
(注1) 月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

(注2) 第二種奨学金の利率は貸与終了時に決定します。利率は、「利率固定方式」「利率見直し方式」どちらの算定方式を選択しても「年3.0%」が上限です。

資料2 第二種奨学金（海外）の保証制度の仕組み

第二種奨学金（海外）の貸与を受けるには、機関保証と人的保証（連帯保証人と保証人を選任）の両方の保証が必要です。

【第二種奨学金（海外）の保証制度概要】



- あなたがJASSOに奨学金を申し込みます。同時に保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下、「協会」という）に対し保証委託を申し込みます。
- 保証機関（協会）が債務の保証をし、JASSOが奨学生として採用を決定します。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書（兼保証委託契約書）」の提出が必要です。
- JASSOは、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引いて、あなたの口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、JASSOがあなたに代わり保証機関（協会）に支払います。保証機関（協会）は、第1回目の保証料を受領したときから保証を開始します。保証の範囲は、元金、利子及び延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。
- 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。JASSOに対し約束どおりの返還をしていただきます。
- 返還を延滞した場合については、12ページを参照してください。万一、奨学金の返還を長期間延滞したときは、保証機関があなたに代わって機構に返還（代位弁済）しますが、あなたの返還義務がなくなるわけではありません。保証機関があなたに一括返還を求めることがあります。



次のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関（協会）からお返しする場合があります。

- ・奨学金を繰上返還し、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ・奨学金返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金の振込口座又は返還用振替口座です。ただし、死亡による返還免除の場合は、JASSOに「奨学金返還免除願」を申請した方の届け出た口座になります。

公益財団法人日本国際教育支援協会ホームページもご覧ください。<https://kikanhosho.jees.or.jp/>

資料3 保証料（目安）

- 以下の保証料は、2023年度に採用された奨学生の保証料月額に基づく目安を例として抜粋したものです。
- あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される奨学生証でお知らせします。
- 入学時特別増額貸与奨学金分の保証料は、同奨学金が交付されるときの1回払いとなります。
- 最新の情報及び以下の記載例以外の場合については、JASSOのホームページをご確認ください。



【第二種奨学金（海外）】

区分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（回）	保証料月額（円）
大学院 全課程	50,000	24	1,200,000	144	1,815
	80,000		1,920,000	156	3,119
	100,000		2,400,000	180	4,423
	130,000		3,120,000	216	6,731
	150,000		3,600,000	240	8,491
	50,000	36	1,800,000	156	1,920
	80,000		2,880,000	192	3,687
	100,000		3,600,000	240	5,576
	130,000		4,680,000	240	7,248
	150,000		5,400,000	240	8,364

【第二種奨学金（海外）と入学時特別増額貸与奨学金（30万円を選択した場合）】

区分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	入学時特別増額貸与額（円）	貸与総額（円）	返還回数（回）	保証料月額（円）	入学時特別増額貸与分の保証料額（円）	
大学院 全課程	50,000	24	300,000	1,500,000	156	1,951	11,706	
	80,000			2,220,000	168	3,332	12,498	
	100,000			2,700,000	180	4,426	13,278	
	130,000			3,420,000	240	7,363	16,992	
	150,000			3,900,000	240	8,496	16,992	
	50,000	36		2,100,000	180	2,180	13,080	
	80,000			3,180,000	216	4,082	15,309	
	100,000			3,900,000	240	5,578	16,734	
	130,000			4,980,000	240	7,251	16,734	
	150,000			5,700,000	240	8,367	16,734	

(注1) 保証料は貸与月額、貸与期間（月）、貸与利率、返還期間等により異なります。

(注2) 保証料は原則として機構が毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払います。

やっかん

資料4 保証委託約款

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合等は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、線上返還又は機構から返還を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私への連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。

(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。

(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。

(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。

(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間

(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願い出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになつた場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

〔注〕本約款は2023年4月時点のものです。関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、預めご承知ください。

第3部

申込手続きと提出書類

1 選択・選任事項

事項	選択肢等
①貸与月額	希望する月額を選択します。
②入学時特別増額貸与奨学金	入学時特別増額貸与奨学金の希望の有無、金額を選択します。
③利率の算定方法	「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のいずれか1つを選択します。
④奨学金振込口座	あなた名義の奨学金振込口座を指定します。
⑤連帯保証人	原則として、父又は母を選任します。
⑥保証人	原則として、父母以外の4親等以内の親族で、65歳未満の人を選任します。また、本人及び連帯保証人と別生計である必要があります。
⑦本人以外の連絡先（国内連絡者）	原則として、連帯保証人と同一である必要があります。



上記①～⑦については、進学時に（進学届提出時に）改めて選び直すことができます。

2 申込手続きの流れ

予約採用の申込手続きの流れは次のとおりです。

- ①申込関係書類の受け取り・提出期限の確認
学校から申込関係書類を受け取り、書類の提出期限等を確認します。
- ②提出書類の作成・取得
申込みに必要な書類を作成・取得します。
 - ②-1 【様式B】「確認書」の作成（26～27ページ）
 - ②-2 収入に関する証明書類の取得（28～33ページ）
前年と本年の収入状況に応じて、提出が必要な収入に関する証明書類を取得します。
 - ②-3 【様式A】「収入計算書」の作成（28～33ページ）
取得した収入に関する証明書類の記載内容に従って、【様式A】「収入計算書」を作成（記入）します。
 - ②-4 「スカラネット入力下書き用紙」への記入（34ページ）
- ③書類の提出
ホチキス留めした提出書類一式と「スカラネット入力下書き用紙」を学校に提出し、点検を受けます。
- ④「ID」「パスワード」の交付・提出書類の返却
学校からスカラネット入力用の「ID」と「パスワード」を受け取り、提出した書類を返却してもらいます。
- ⑤スカラネットでの申込入力
学校から指定された期限までに「スカラネット入力下書き用紙」を見ながらスカラネットで申込みします。
- ⑥受付番号の記入
各提出書類の「受付番号」欄に、スカラネットでの入力完了時に表示される「受付番号」を記入します。（35～37ページ）
- ⑦必要書類の再提出
受付番号の記入を終えた書類一式を再度学校に提出します。
- ⑧申込手続き完了

3 必要書類

予約採用の申込みにおいて必要となる書類は次のとおりです。【様式B】「確認書」及び【様式A】「収入計算書」は本冊子内にありますので、ハサミで切り離す、取り出すなどして使用してください。

1. 【様式B】「確認書」

予約採用の申込みにあたって必要事項を確認し、JASSOの諸規程に従うこと等を確認する書類です。

申込者は全員提出が必要です。(26~27ページ)

2. 収入に関する証明書類

申込者本人（及び配偶者）の前年・本年の収入状況に応じた、収入等に関する証明書類です。

申込者は全員提出が必要です。(28~33ページ)

3. 【様式A】「収入計算書」

取得した収入に関する証明書類の記載内容に基づき、【様式A】「収入計算書」を記入してください。

申込者は全員提出が必要です。(28~33ページ)

4. 在留資格・在留期限に関する証明書類

外国籍の人（日本国籍でない人）で、在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかに該当する場合は、在留資格・在留期限が確認できる書類の提出が必要です。

「特別永住者証明書」（コピー）、「在留カード」（コピー）、「住民票の写し」又は「在留カード」（もしくは、特別永住者証明書）のコピー等、在留資格・在留期限が明記された証明書類を提出してください。



- ・上記以外の在留資格の人は、申込みできません。
- ・在留期限が入学予定年月日以前の人でも、申込みはできます（ただし、進学後等に、再度在留期限の確認が必要となります）。なお、「法定特別永住者」及び「永住者」の人は、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。

4 【様式B】「確認書」の作成・記入例

1 確認書とは

「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」(以下、「確認書」という)とは、奨学金を申し込むにあたり、奨学金の制度・手続き等に関する機関の定めに従うことについて確認、同意したことを確約する、重要な書類です。

確認書の裏面に記載の「個人信用情報同意条項」の内容は、本冊子14ページ「『確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書』の同意条項」にも記載していますので、よく読んで理解したうえで記入してください。特に、**貸与奨学金は、返還する必要があることを改めて認識したうえで記入してください。**

2 作成上の注意点

次の注意点をよく読んで、次ページの記入例を参考に作成してください。

- ① 「確認書」をコピーして使用する場合は、**両面コピー**したものを使用してください。
- ② 黒又は青の、**消せないボールペン**で記入してください。
- ③ **申込者本人が自分で記入・署名**してください。
- ④ **住所は省略せずに記入**してください。
- ⑤ 署名は、住民票に記載された表記で、**判読できるよう丁寧**におこなってください。
- ⑥ 記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で消し、近くの余白に正しく書き直してください。

3 提出前の注意点

学校へ提出する前に、必ず【様式B】「確認書」(両面)のコピーを取り、「本人控」として、返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

国内連絡者

国内連絡者は、原則、連帯保証人となる予定の人（原則として、父又は母）を記入してください。ただし、連帯保証人となる予定の人が国内に在住していない場合は、確実に連絡の取れる別の人（保証人等）を記入してください。貸与中の奨学金の手続きは、すべて国内連絡者を通じて行います。

4 【様式B】「確認書」の作成・記入例

記入例

【様式B】確認書

第二種奨学金（海外）確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書
(入学時特別増額貸与奨学金を含む)

住所は、国内の現住所を記入してください。すでに海外に在住している場合は、住民票（除票）の住所を記入してください（海外住所は記入しないでください）。

◆本人署名欄◆

本 人	氏名	フリガナ 漢字 (自署)	ショウガク マナブ 奨学まなぶ		
	住所	〒 162 - 0845	東京都新宿区市谷本村町10-7		
	生年月日	(西暦) 2001年 4月 25日	性別 (任意)	男	
	電話番号 (自宅・携帯)	03 (0000) 0000	外国籍の方は 在留資格		
	在学（出身）学校名 日本学生支援大学				
在学（出身）学校種別（該当するものに○） <input checked="" type="checkbox"/> 国内大学 <input type="checkbox"/> 国内大学院（修士課程） <input type="checkbox"/> 国内大学院（博士課程） <input type="checkbox"/> 国内短期大学 <input type="checkbox"/> 国内高等専門学校 <input type="checkbox"/> 国内専修学校（専門課程） <input type="checkbox"/> 海外大学					
卒業（見込み）年月（該当するものに○） <input checked="" type="checkbox"/> 2024年3月卒業・修了（見込み） <input type="checkbox"/> 2023年3月卒業・修了 <input type="checkbox"/> 2022年3月卒業・修了 <input type="checkbox"/> 2021年3月卒業・修了 <input type="checkbox"/> その他 ()					

あなたが奨学生採用候補者として推薦を受けた国内の学校名（本確認書の提出先）を記入してください。

国内連絡者は、原則連帯保証人となる予定の人を記入してください。
ただし、連帯保証人となる予定の人が国内に在住していない場合は、確実に連絡の取れる別の人を記入してください。貸与中の奨学金の手続きはすべて国内連絡者を通じて行います。

◆国内連絡者欄◆

国内連絡者は、原則として、連帯保証人となる予定の人（父又は母）を記入してください。

国内に在住し、機構と奨学生との奨学金貸与契約に基づき外国の学校に在学中の諸手続きを奨学生に確実に連絡できる者とします。

国 内 連 絡 者	氏名	フリガナ 漢字	ショウガク マサル 奨学優	住所	〒 162 - 0845	電話番号	自宅 03 (0000) 0000
	生年月日	(西暦) 1972年 6月 5日	携帯 080 (0000) 0000		東京都新宿区市谷本村町 10-7		
			本人との関係 (該当に○)	① 父	2 母	3 兄弟	4 その他 ()

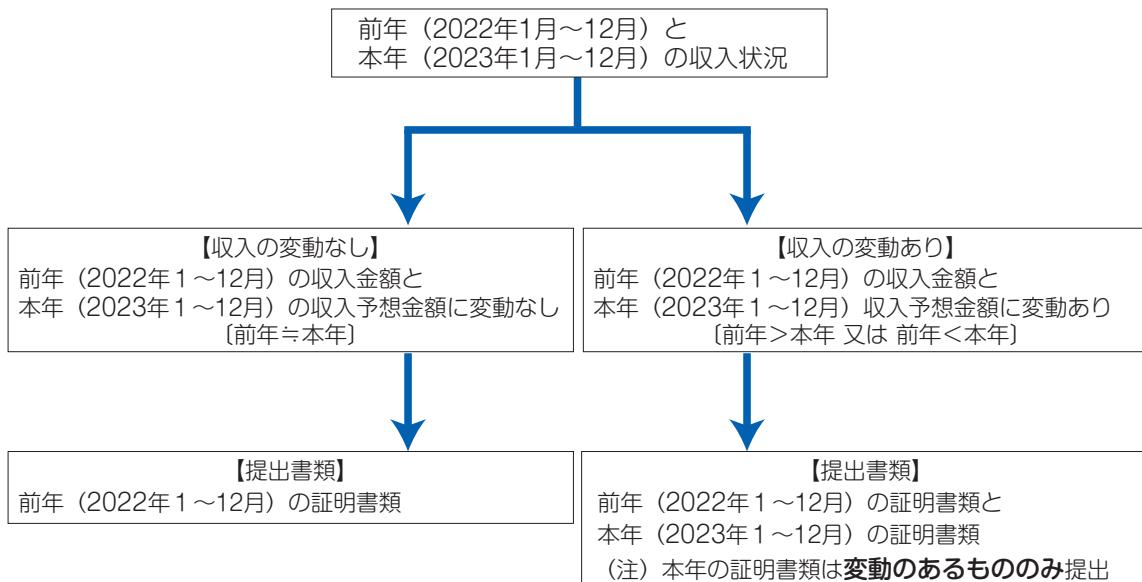
5 収入に関する証明書類及び【様式A】「収入計算書」の作成

1 提出が必要な証明書類

申込みを行う時期及び収入の変動の有無により、提出が必要な証明書類が異なります。以下のフローチャートを確認し、必要な証明書類をそろえてください。

- !** ①基本的に前年の収入額で審査します。本年見込の収入額が、前年収入額に対して変動する場合に限り、前年の収入に加えて、本年見込の収入額も申告してください。
- ②定職収入がある配偶者がいる人は、本人及び配偶者の証明書類が必要です。

【収入に関する証明書類 フローチャート】



2 証明書類の種別と【様式A】「収入計算書」への収入（見込）額の記入の仕方

上記 1 の「収入に関する証明書類 フローチャート」に応じて、必要な証明書類を揃え、【様式A】「収入計算書」に記入してください。



- ①収入に関する金額は、1万円未満を切り捨てて記入します。
- ②収入額を推算する必要がある場合（又は日本円に換算する必要がある場合）は、【様式A】「収入計算書」裏面に計算式を記入してください。
- ③生活費や授業料等の支出金額に対し、収入額が合理的な金額であるよう申告してください（収入の合計金額を「0万円」とする等、学費や生活費に不十分な金額とはしないでください）。
- ④収入に関する証明書類は、【様式A】「収入計算書」裏面に貼付して提出してください。

5 収入に関する証明書類及び【様式A】「収入計算書」の作成

	対象者		該当する 主な収入	該当年		提出書類	【様式A】「収入計算書」に記入する 収入額・収入見込額
	本人	配偶者		前年	本年		
定職	○	○	勤務条件が常勤である場合の収入(注1)	○	—	<p>給与所得者： 「源泉徴収票」のコピー</p> <p>給与所得者以外： 「確定申告書(控)」又は「市県民税申告書(控)」のコピー</p> <p>※確定申告をe-taxなど電子申告により行った場合は、受付日時等が印字された「確定申告書」又は「申告内容確認票」の第一表及び第二表を添付してください。</p> <p>※確定申告書(控)に受付印がない場合は市区町村役場発行の所得証明書、課税証明書又は税務署発行の納税証明書(その2)のいずれか一つの添付が必要。この場合、確定申告書(控)と添付の証明書の対象年度が異なっていても差し支えありません。</p>	<p>給与所得者： 「源泉徴収票」の「支払金額(税の控除前の金額)」(注2)</p> <p>給与所得者以外： 「確定申告書(控)」又は「市県民税申告書(控)」の「所得金額」</p>
	○	○	—	—	(注4)	<p>給与所得者： ・「年収見込証明書」(コピー不可) ・給与明細書のコピー(原則として、直近3か月分以上を提出) ・退職証明書</p> <p>給与所得者以外： 帳簿等のコピー</p>	<p>給与所得者： ・「年収見込証明書」の年収見込金額(注2) ・給与明細書の控除前の総支給額から非課税通勤費を差し引いた金額(注2)</p> <p>給与所得者以外： 帳簿等から所得年額を推算した金額</p> <p>※収入金額を推算する必要がある場合は、【様式A】「収入計算書」裏面に計算式を記入。</p>
アルバイト	○	—	定職以外の収入(注3)	○	—	「源泉徴収票」、給与支払証明書等のコピー	「源泉徴収票」、給与支払証明書の支払金額
	○	—		—	(注5)	<p>・「年収見込証明書」(コピー不可) ・給与明細書のコピー(原則として、直近3か月分以上を提出)</p>	<p>・「年収見込証明書」の年収見込金額 ・給与明細書の控除前の総支給額から非課税通勤費を差し引いた金額</p> <p>※収入金額を推算する必要がある場合は、【様式A】「収入計算書」裏面に計算式を記入。</p>

5 収入に関する証明書類及び【様式A】「収入計算書」の作成

	対象者		該当する主な収入	該当年		提出書類	【様式A】「収入計算書」に記入する収入額・収入見込額
	本人	配偶者		前年	本年		
父母等からの給付額	<input type="radio"/>	—	本人の日常生活を営むうえでかかる経費のうち、父母等の家計から支出されたもの(注6)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	給付年額の証明 ※【様式A】「収入計算書」裏面の「★父母等からの給付額について」欄に父母等が記入	自宅通学者
			※授業料・通学費等を父母等が支払っている場合は、父母等からの給付額として計上してください。				食費・住居費など金銭・物品を問わず、本人の日常生活において、一般的に家計から支出されるものを金額に算定し、更に、授業料・通学費・小遣い等、本人に支給又は本人に代わって家計から支出した金額も算定して合計した金額 ※日常生活費（食費・住居費・光熱費等）については、世帯全体の年間経費を家族数で割ったものを本人への年間給付額とみなしてください。
奨学金	<input type="radio"/>	—	給付・貸与奨学金 ※現在申込中のものは除く(注7)	<input type="radio"/>	—	・奨学生採用決定通知のコピー ・奨学金受給額を証明する書類のコピー ・貸与奨学金返還確認票（機構奨学金の場合）のコピー	奨学金の給付・貸与額 奨学金の給付・貸与額及び給付・貸与見込額 ※見込額を計算する必要がある場合は、【様式A】「収入計算書」裏面に計算式を記入。
			上記いずれにも当てはまらない収入及び預貯金の取崩し額等(注8)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・雇用保険受給資格者証のコピー ・各種手当の通知書のコピー ・生活費の出し入れに使用している預貯金通帳（口座名義と直近3か月程度の記帳部分）のコピー	・失業給付・児童扶養手当等の受給額 ・預貯金取り崩しの合計額 ※預貯金を取り崩して生活をしている場合は、取り崩した預貯金額を記入。 ※金額を推算する必要がある場合は、【様式A】「収入計算書」裏面に計算式を記入。

5 収入に関する証明書類及び【様式A】「収入計算書」の作成

(注1) 勤務先が複数ある場合

勤務先が複数あり、【様式A】「収入計算書」の所定の欄数で足りない場合は、合計額を記入してください。

(注2) 配偶者の給与所得

配偶者の給与所得については、年間収入金額（税込）から控除額を差し引いた金額を記入してください。

給与所得の控除額（配偶者のみ）

年間収入金額（税込）	控除額
400万円以下の場合	年間収入金額 × 0.2 + 214万円
(ただし、年間収入金額が268万円未満の控除額は年間収入金額と同額である)	
400万円を超える場合	年間収入金額 × 0.3 + 174万円
781万円を超える場合	408万円



- 配偶者の給与所得の控除については、奨学金申込画面（スカラネット）に入力すると自動計算となりますので、必ず控除前の年間収入金額（税込）を入力してください。

(注3) アルバイト先が複数ある場合

アルバイト先が複数あり、「収入計算書」所定の欄数で足りない場合は、「アルバイトの勤務先3」に残りの合計額を記入してください。

(注4) 定職の本年見込収入金額を計上する場合

- 2023年1月以降申込月までに得た収入金額、及び申込月以降2023年12月までに得られる予定の収入見込金額の合計を【様式A】「収入計算書」「本年見込用」の「定職 収入額」欄に記入します。
- 収入年額の推算については、【様式A】「収入計算書」裏面に計算式を記入してください。
計算式例：8月申込みにあたり、給与明細書のコピー（1～7月分）を提出。8～12月分は証明書なし。

$$\Rightarrow (1 \sim 7\text{月分の収入金額合計}) \div 7 \times 5 \quad (8 \sim 12\text{月分}) \cdots 8 \sim 12\text{月の収入見込金額}$$

$$\Rightarrow (1 \sim 7\text{月分の収入金額合計}) + (8 \sim 12\text{月の収入見込金額合計}) \cdots \text{推算年額}$$
- 「年収見込証明書」又は「給与明細書」が日本語以外の言語、日本円以外の通貨単位で作成されている場合は、簡単な日本語訳と、申込時点の為替レートによる円換算式を【様式A】「収入計算書」裏面に記入してください。

(注5) アルバイトの本年見込収入金額を計上する場合

- 2023年1月以降申込月までに得た収入金額、及び申込月以降2023年12月までに得られる予定の収入見込金額の合計を【様式A】「収入計算書」「本年見込用」の「アルバイト 収入額」欄に記入します。
- 収入年額の推算については、【様式A】「収入計算書」裏面に計算式を記入してください。
計算式例：8月申込みにあたり、給与明細書のコピー（1～7月分）を提出。8～12月分は証明書なし。

$$\Rightarrow (1 \sim 7\text{月分の収入金額合計}) \div 7 \times 5 \quad (8 \sim 12\text{月分}) \cdots 8 \sim 12\text{月の収入見込金額}$$

$$\Rightarrow (1 \sim 7\text{月分の収入金額合計}) + (8 \sim 12\text{月の収入見込金額合計}) \cdots \text{推算年額}$$
- 「年収見込証明書」又は「給与明細書」が日本語以外の言語、日本円以外の通貨単位で作成されている場合は、簡単な日本語訳と、申込時点の為替レートによる円換算式を【様式A】「収入計算書」裏面に記入してください。
- 申込み時点でアルバイトの実績がない場合（証明書類がない場合）は、本年見込収入額として計上できません。

5 収入に関する証明書類及び【様式A】「収入計算書」の作成

(注6) 父母等からの給付額を計上する場合

「父母等からの給付額」については、証明書の提出に代えて、【様式A】「収入計算書」裏面の「★父母等からの給付額について」欄に給付者（父母等）の記入により申告します。【様式A】「収入計算書」表面に記入した金額と合致するよう記入してください。

(注7) 申込み中の奨学金がある場合

申込時点で奨学金の給付・貸与の実績がない（証明書類がない場合）は、本年見込収入額として計上できません。

(注8) 預貯金を取り崩して生活をしている場合

- ①【様式A】「収入計算書」の「その他の収入」欄に、取り崩した預貯金額を記入してください。
- ②定職、アルバイト、父母等からの給付額、奨学金のいずれの収入もなく、預貯金の取り崩しのみで生活している場合は、生活費の出し入れに使用している預貯金通帳（口座名義と直近3か月程度の記帳部分）のコピーを提出してください。

5 収入に関する証明書類及び【様式A】「収入計算書」の作成

記入例

【様式A】収入計算書 [前年(1月~12月)用]

前年(1月~12月)の収入額		
	収入項目	収入額
定職 ※1)	勤務先(年月~年月) 期間: 年月~年月	(年額) 万円
定職1(本人) 〔該当者のみ〕(※2)	115	万円
アルバイト ※1)	勤務先((株)日本学生支援商事) 期間: 2022年1月~2022年12月	(年額) 115 万円
アルバイト2 〔該当者のみ〕(※2)	勤務先((有)JASSOフーズ) 期間: 2022年9月~2022年12月	(年額) 38 万円
アルバイト3 〔該当者のみ〕(※2)	勤務先(年月~年月) 期間: 年月~年月	(年額) 万円
父母等からの給付額 ※3)	90	万円
奨学金	60	万円
その他の収入 (利子・配当・不動産・年金等の公的手段で預貯金の取崩等)	0	万円
収入額合計	303	万円

令和4年分 給与所得の源泉徴収票		
支 払 額	支 払 金 額	給与所得控除額の金額
内	1,158,730	外

事業所(勤務先、アルバイト先)ごとに「源泉徴収票」の「支払金額(税の控除前の金額)」を記入

- 証明書の提出に代えて、「収入計算書」裏面に父母等(給付者)が給付額を記入(父母等の自署・押印が必要)
- 授業料・通学費等を父母等が支払っている場合は、父母等からの給付額として計上

奨学金の受給額が記載された採用決定通知等のコピーを証明書として提出

【収入の状況】(全員記入必須。A・Bの該当する方に、「○」を付けてください。)	
A	本年見込の収入については、前年の収入金額に対して、変動はありません。 右ページ[本年見込用]の記入不要。 本年見込収入額に係る証明書類も提出不要。
B	本年見込の収入については、前年の収入金額に対して、変動しますので、次のとおり報告します。 右ページ[本年見込用]の各項目を全て記入(前年と変動のない同じ項目も同じ金額を記入)。 本年見込収入額に係る証明書類は、前年と変動のあるもののみ提出。

Bを選択した(前年の収入金額に対して変動がある)場合のみ[本年見込用]に記入

【様式A】収入計算書 [本年見込(1月~12月)用]

本年(1月~12月)の収入見込額		
	収入項目	収入額
定職 ※1)	勤務先(年月~年月) 期間: 年月~年月	(年額) 万円
定職1(本人) 〔該当者のみ〕(※2)	0	万円
アルバイト ※1)	勤務先((株)日本学生支援商事) 期間: 2023年1月~2023年8月	(年額) 76 万円
アルバイト2 〔該当者のみ〕(※2)	勤務先((有)JASSOフーズ) 期間: 2023年1月~2023年12月	(年額) 0 万円
アルバイト3 〔該当者のみ〕(※2)	勤務先(年月~年月) 期間: 年月~年月	(年額) 万円
父母等からの給付額 ※3)	280	万円
奨学金(申込中のものは除く)	0	万円
その他の収入 (利子・配当・不動産・年金等の公的手段で預貯金の取崩等)	0	万円
収入見込額合計	356	万円

部署	所属コード	氏名	2023年6月分給与明細書		
総務課	12345-S	某学まなぶ	株式会社 日本学生支援商事		
支給	基本給		残業手当	交通費(非)	総支給額
	95,500				95,500
控除	雇用保険	所得税	住民税	課税対象	控除合計
		900	854		1,754
					差引支給額
					93,746

計算式

*収入年額の推算や、日本円への換算が必要な場合は本欄に「計算式」を記入し、算出した金額を表面に記入してください。

アルバイト1(株式会社日本学生支援商事)

●2023年1~6月分実績(給与明細あり)
 $95,000 + 96,000 + 95,500 + 94,000 + 94,000 + 95,500 = 570,000\text{円} \cdots \textcircled{1}$

●2023年7~8月分見込(8月で退職予定)
 $570,000 \div 6 = 95,000\text{円}/\text{月平均}$
 $95,000 \times 2 = 190,000\text{円} \cdots \textcircled{2}$

年額(見込)

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 760,000\text{円}$$

- 給与明細は、原則として、直近3か月以上分を提出。
- 給与明細の「総支給額(控除前の金額)」で計算(差引支給額は使用しない)。
- 年額推算の計算式を【様式A】「収入計算書」裏面に記入。

6 「スカラネット入力下書き用紙」記入上の注意点

予約採用の申込みは、インターネット（「スカラネット」と呼んでいます）を通じて行います。スカラネットの入力に際しては、1画面あたり30分の制限時間があるため、あらかじめ必要事項を「スカラネット入力下書き用紙」に記入してから入力作業を行ってください。ここでは、誤記入（誤入力）の多い項目について、記入（入力）の仕方を確認します。

収入計算書 [前年(1月~12月)用]

前年(1月~12月)の収入額		
	収入項目	収入額
定職 (※1)	定職1(本人) 勤務先(年月) (年額)	万円
	期間: 年月～年月	
アルバイト (※1)	定職2(配偶者) [該当者のみ] (※2)	万円
	アルバイト1 勤務先((株)日本学生支援商事) 期間: 2022年1月～2022年12月 (年額)	115 万円
	アルバイト2 勤務先((有)JASSOフーズ) 期間: 2022年9月～2022年12月 (年額)	38 万円
アルバイト (※1)	アルバイト3 勤務先(年月) (年額)	万円
	期間: 年月～年月	
	父母等からの給付額(※3)	90 万円
奨学金		60 万円
その他の収入 (利子・配当・不動産・年金等の公的手当て・預貯金の取崩等)		万円
収入額合計		303 万円

[本年見込(1月~12月)用]

本年(1月~12月)の収入見込額		
	収入項目	収入額
定職 (※1)	定職1(本人) 勤務先(年月) (年額)	万円
	期間: 年月～年月	
アルバイト (※1)	定職2(配偶者) [該当者のみ] (※2)	万円
	アルバイト1 勤務先((株)日本学生支援商事) 期間: 2023年1月～2023年8月 (年額)	76 万円
	アルバイト2 勤務先((有)JASSOフーズ) 期間: 2023年1月～2023年12月 (年額)	0 万円
アルバイト (※1)	アルバイト3 勤務先(年月) (年額)	万円
	期間: 年月～年月	
	父母等からの給付額(※3)	280 万円
奨学金(申込中のものは除く)		0 万円
その他の収入 (利子・配当・不動産・年金等の公的手当て・預貯金の取崩等)		万円
収入見込額合計		356 万円

*「収入計算書」の記入例は、前ページを参照

記入例

*スカラネット入力下書き用紙(抜粋)

H-あなたの所得情報

- あなたの収入について該当する項目を記入してください。
(1) 定職・アルバイトについて該当する項目を記入してください。

勤務先 全角	職業 全角	収入額(年額・税込) 前年 半角数字	就労時間 本年見込 半角数字
定職		万円	万円
		万円	万円
アルバイト	(株)日本学生支援商事	115 万円	週当たり 76 万円 20 時間
	(有)JASSOフーズ	38 万円	0 万円
父母等からの給付額		90 万円	280 万円
奨学金(現在申込中のものは除く)		60 万円	0 万円
その他の収入(内容)(全角20文字以内)		万円	万円

授業料・通学費等を父母等が支払っている場合は、父母等からの給付額として計上

これから申し込む第二種奨学金(海外)は含めない(受給した実績のあるもののみ計上)

7 スカラネット入力による申込み

必要書類を学校に提出して正しくそろっていることが確認されると、スカラネット入力に必要な「ユーザID」と「パスワード」が交付されます。学校が定める期限までにスカラネットによる申込みを行ってください。



次の場合は、スカラネットによる申込みはできませんので、紙申込書により申し込んでください。紙申込書は学校から受け取ってください。

- ・国内の大学院（修士課程）→海外の大学院（修士課程）へ進学する場合
- ・国内の大学院（博士課程）→海外の大学院（博士課程）へ進学する場合

1 文字入力上の注意

(1) 入力できない文字

①旧字体や複雑な文字は、表示される場合もありますが、システム上受付できないため、常用字体やひらがなで入力してください。

(例) 善 = 崎 吉 = 吉 祐 = 祐 角 = 角 廣 = 廣 邦 = 邦

②カタカナの「ヲ」は、表示される場合もありますが、システム上受付できないため、カナ氏名欄には「オ」と入力してください。

(2) 外国人氏名の入力

①外国籍の人の氏名は、アルファベット入力ができないため、カタカナで入力してください。

②ファーストネームとミドルネームは、まとめて入力してください。

③「漢字氏名」欄は姓・名それぞれ5文字まで、「カナ氏名」欄は姓・名それぞれ15文字まで入力できます。制限文字数を超える場合は、入力できる文字数まで入力してください（名前が途中で途切れてもかまいません）。この場合、「漢字氏名」欄は途中で入力を止め、「カナ氏名」欄でフルネームを入力してください。

(例) 「奨学 トーマス 太郎」さんの場合

姓 名	
氏名（全角漢字） 5文字以内	トーマス太 5文字以内
氏名（全角カナ） 15文字以内	トーマスタロウ 15文字以内

6文字目の「郎」は入力しない



「漢字氏名」欄に5文字以上入力すると、エラーになり先に進めません。

④申込者本人氏名については、「カナ氏名」欄に入力された氏名と、奨学金の振込口座名義人氏名が一致している必要があります。銀行の振込口座が「名→姓」の順で登録されている場合には、例外的に、振込口座に合わせて「名→姓」の順にカナ氏名を入力してください。

7 スカラネット入力による申込み

2 入力の流れ

①入力用ホームページへアクセス

次のURL（半角・小文字）を入力し、入力用ホームページにアクセス（接続）します。

スカラネット用ホームページアドレス（URL） <https://www.sas.jasso.go.jp/>

受付時間 8：00～25：00（24：00～25：00は翌日の受付扱い）

※最終締切日の受付時間は8：00～24：00となります。

②「申込画面へ」ボタンを押下

- ・[奨学金の新規申込・進学届の提出]を選択してください。
- ・[◆申込内容の選択]の【予約採用の申込】を選択してください。
- ・[海外の大学院]を選択してください。
- ・[申込画面へ]を押してください。

ここを押す



③ID・パスワードの入力

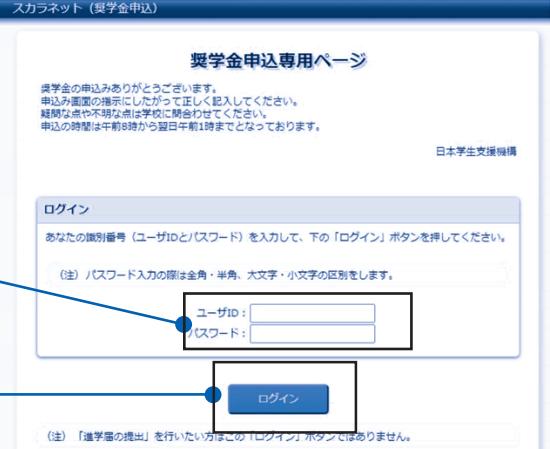
学校から受け取った「ユーザID」、「パスワード」を入力し、[ログイン]を押してください。



「ユーザID」は8桁の数字です。

ユーザID、パスワードを
入力する

ここを押す



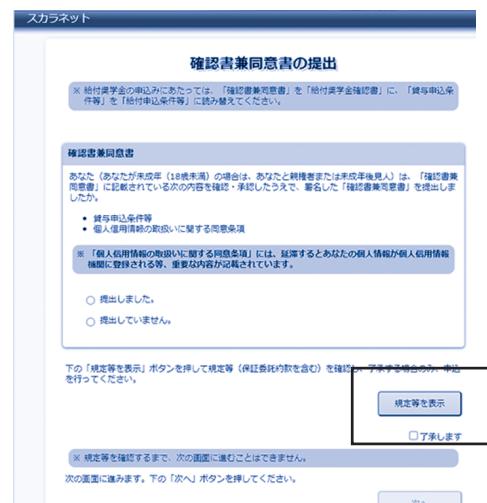
④確認書の提出状況の入力

「提出しました」を選択し、[規定等を表示]ボタンを押すと、規定等が記載された画面が表示されます。

規定等の内容を確認し「了承します」にチェックを入れたら、[次へ]を押して、次の画面に進みます。



もし【様式B】「確認書」を提出していない場合は、「提出していません」を選択して入力を終了し、学校に確認書を提出した後、最初から入力をやり直してください。



7 スカラネット入力による申込み

⑤申込内容の入力

画面の指示に従って「スカラネット入力下書き用紙」に記入した申込内容を入力してください。

入力ページは全部で8ページあります。

「奨学金振込口座情報」画面まで入力を終え、[次へ]を押すと、「奨学金申込情報一覧」画面に進みます。

 1画面あたり30分の入力許容時間がありますので、気を付けてください。

⑥申込内容の確認・訂正

「奨学金申込情報一覧」画面まで進んだら、申込内容を確認し、間違いがある場合は[訂正]を押して訂正してください。

申込内容に間違いがなければ、「■重要事項確認（必須）」の全項目を確認のうえ、[送信]を押してください。

この[送信]を押すことにより、入力した申込情報がJASSOへ送られます。

申込内容を訂正する場合は、各欄の訂正ボタンを押して、訂正画面に進んでください。
学校等へ確認すべき項目が見つかった場合は、ブラウザの[×]ボタンを押して入力を中止し、確認後に最初から入力をやり直してください。

「■重要事項確認（必須）」は、すべての項目について「はい（理解している）」を選択する必要があります。

⑦受付番号の確認と、画面印刷

受付番号が表示されれば、申込みは正常に終了しています。
[印刷]を押して画面を印刷し、保管してください。

 [終了]を押すと、その後は申込内容の確認や印刷ができません。[終了]を押す前に、印刷するかメモを取る等により申込内容を記録してください。



あなたの記入した学籍（学生証）番号は1です。 2023年4月18日

奨学金申込情報一覧

あなたの入力した内容は以下の通りです。

- 記入内容に相違がない場合は、下の「送信」ボタンを押してください。「送信」ボタンを押した後で受付番号を確認してください。
- 記入内容を訂正する場合は、記入内容を訂正するボタンを押してください。

B～誓約欄	規定等を了承し、提出しました。
あなたの氏名（漢字）	奥学学
あなたの氏名（カナ）	ショウガクマナブ
誓約日	令和5年7月1日
生年月日	平成13年7月7日
国籍	日本国籍
在留資格	
永住意思	

B～誓約欄の内容を訂正する

■重要事項確認（必須）

奨学金の申込みにあたって、以下の事項を全て確認し、理解している場合は「はい」、理解していない場合は「いいえ」を選んでください。

全ての事項を確認した後、下の「送信」ボタンを押してください。

奨学金における確認事項	はい (理解している)	いいえ (理解していない)
4. 賃与奨学金の返還を延滞すると、延滞金が懲罰されます。延滞が長くなると法的措置等が行われることがあります。 また、奨学金の返還が困難になった場合は、融資出により、毎月の返還額を1／2をしくは1／3に減額し返還期間を延長する「減額返還制度」や、一定期間返還期間を先延ばしする「返還期限猶予制度」を利用できる場合があります。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>

はい

いいえ

送信

スカラネット

この画面はA4（縦）で印刷することができます。

奨学金申込完了

あなたの受付番号は10999001-406-00001です。
受付番号は苟合せの際に必要となります。

印 刷

印刷終了後、下の「終了」ボタンを押してください。

終了

MEMO

MEMO

ご案内



ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp> [奨学金]

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。奨学金に関するお問い合わせは、まず、ホームページをご覧ください。

奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与奨学金の種類、貸与月額、利率などさまざまな条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。



スカラネット・パーソナル（スカラPS）

あなた個人の奨学金情報の閲覧や継続願等の手続きを行うことができるシステムです。採用されたら必ず新規登録してください。以前に奨学金の貸与を受けた方は、返還明細を確認することもできます。



奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。お電話でのお問合せの前に、是非ご活用ください。



地方公共団体や企業による奨学金返還支援

奨学金の返還額の一部又は全額を支援している地方公共団体・企業があります。詳しくは日本学生支援機構のホームページにて確認してください。

地方公共団体による奨学金の返還支援（地方創生）



企業による奨学金返還支援

（代理返還）



申込みに関するお問合せ先

日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金に関する一般的なお問合せの相談窓口です。



0570-666-301 [ナビダイヤル]
全国共通

月曜日～金曜日 9:00～20:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)